

令和元年 8 月吉日

桑名市
市長 伊藤 徳宇 様

三重交通株式会社
桑名営業所
所長 小黒 佳剛

消費税税率改定に伴う運賃改定申請について

三重交通株式会社は、令和元年 10 月 1 日からの消費税税率引き上げにあわせ、乗合バスの運賃改定を実施するため、国土交通省へ認可申請中でございます。

つきましては、弊社運賃制度を適用いただいております「城南線」の運賃について、弊社の一般乗合バス路線と同様に運賃改定を実施していただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 運賃改定の理由

令和元年 10 月 1 日からの消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率引上げ分（8%→10%）を、乗合バス運賃に転嫁いたします。

2. 申請概要

- (1) 運賃改定実施予定日 令和元年 10 月 1 日（予定）
(2) 改定上限運賃の平均改定率 1. 847%（参考：消費税税率引上げ率 1. 852%）

3. 運賃改定の基本的な考え方

消費税及び地方消費税の税率引上げ分の転嫁にあたっては、国土交通省から示された方針に基づき行います。

普通運賃については、現行の運賃額に 110/108 を乗じ、10 円単位に四捨五入を行います。

4. 運賃改定の概要

区 分		現行運賃額	加算額
現金、普通券、回数券		180 円 ～ 260 円	0 円
		270 円 ～ 800 円	10 円
		810 円 ～ 1,340 円	20 円
		以降、運賃額に 110/108 を乗じ、10 円単位に四捨五入した額	
		津地帯制 1 区	220 円
定期券	通勤定期券	240 円	0 円
	通学定期券	260 円	10 円
		260 円	10 円
定期券		現行の定期券額に 110/108 を乗じて、10 円単位に四捨五入	
通勤定期券		現行の定期券額に 110/108 を乗じて、100 円単位に切り上げ	

5. 弊社運賃制度を適用いただいている路線の運賃表 別紙参照

以 上